管理監督者
問題の相談例

労働問題マンガ教材

労働問題ケーススタディ
紙芝居

こちらは、A社長です。
A社長は、とある中小企業を経営していました。
ある日のことです。
A社長は、弁護士のところに、法律相談に来ました。

『どうも先生、いつもお世話になっております』

『これはこれは、A社長、いつもお世話になっております。
今日は、突然、どうされましたか？』

『いやー、先生、ちょっと聞いてくださいよ』

『実は、新卒で入って３年目のＢ君のことなんですけどね。彼にはかなり期待してまして、いずれは、私の右腕として育て上げたいと思ってまして。
　それで、すこし厳しめに指導していたのですが』

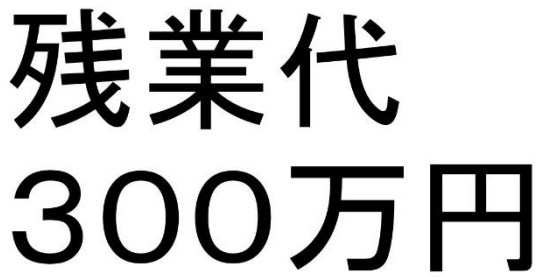

『ある日突然、未払残業代３００万円を支払えという、内容証明郵便を送ってきたんですよ』

『なんと、そうでしたか。それは大変なことになりましたね。
　残業代を払っていなかったのですか？』

『いやいや、ちょっと、先生、聞いてくださいよ。
　まあ、たしかに、彼には期待しているので、ほかの社員よりも長く働いてもらっていました。あと、深夜時間の勤務もありました。
　ただ、かといって、今、残業代をたくさん払うわけにもなかなかいかなかったので、ここは思い切って』

部長

『彼を一気に、部長に格上げしたんですよ。
　まあ、給与とか、はたらき方とか、待遇はまったく変わらないんですが、肩書だけ部長に変えまして。
　先生、そうすれば、残業代って、払わなくていいんですよね？』

『いえいえ、社長、それは違うんですよ。
　みなさん、そのように誤解している人が多いんですが、そうではないんです。
　部長にすれば、残業代を払わなくてよいという法律はないんです』

『ええっ！、そうなんですか！？』

『そうなんです。みなさん、よく誤解されているのですが、部長などの肩書で決まるのではないのです』

管理監督者

深夜時間割増賃金

『法律上は、「管理監督者」という、いわば、実質的に、経営者と一体的な立場になっているような方の場合には、一部の時間外手当を払わなくてよいとされる場合があります。

　たとえば、ほかの普通の従業員さんとは違って、その労働時間を自由に決めさせたり、本人の裁量を広くしたり、人事権を持たせたり、その地位にふさわしい待遇をしていたりすれば、この法律上の管理監督者と認めてもらえる場合がありますが、これはなかなかハードルは高くて、なかなか認められないんです』

『それと、管理監督者であっても、深夜時間、つまり、午後１０時から翌朝午前５時までの割増賃金は、しっかりと払わなければなりません。また、労働時間管理も行う必要があります』

『てことは、やっぱり、うちの会社、裁判起こされたら、負けますかね？』

『残念ながら、その可能性は高いですね』

『ええー！そんなー！！』

＜参考＞

法律上の「管理監督者」に関するよくある誤解をマンガ形式でお伝えしました。

法律の世界では、よくある誤解が様々な分野にあり、なかでも、「部長などの肩書にすれば、残業代を払わなくてよい」という誤解は、よく聞かれるところです。

法律は難解なものが多くありますが、企業経営に関する基本的な知識はしっかりと把握しておく必要があります（この物語は制作時点の情報に基づくものであり、法令改正・判例変更等の可能性がありますので最新情報をご確認ください）。